

和歌山県水泳連盟規約細則

和歌山県水泳連盟規約（以下「規約」という。）第29条に基づき細則を定める。

（加盟団体）

第1条 規約第5条第1項に規定する各郡市を代表する8水泳協会とは、橋本市・紀北・那賀・和歌山市・海南市・有田地方・日高地方・田辺とする。

（選考委員会）

第2条 規約第20条第3項に規定する選考委員会の構成等については、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体は、役員改選年の1月31日までに選考委員会委員推薦者を和歌山県水泳連盟（以下「本連盟」という。）総務委員長あて報告するものとする。
- (2) 推薦者数は、各加盟団体1名以内とする。
- (3) 総務委員長は、報告を受け取ったのち審査のうえ、選考委員会委員名簿を作成し、直ちに会長に報告する。
- (4) 会長は、前項の名簿による最初の選考委員会を召集する。
- (5) 選考委員会は、委員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ開会できない。
- (6) 選考委員は、あらかじめ書面又は電磁的記録をもって他の選考委員に表決を委任することができる。ただし白紙委任は、これを認めない。
- (7) 前項の場合は、その選考委員は出席したものとみなす。
- (8) 選考委員長は、議決した事項を直近の理事会に報告する。

（特別会計等）

第3条 規約第26条に規定する特別会計及び基金については、次のとおりとする。

- (1) 選手強化特別会計
- (2) 和歌山県水泳連盟史誌特別会計
- (3) 和歌山県水泳連盟基金

付則 この細則は平成10年5月24日より施行する。

平成23年5月8日 一部改正（第1条の改正、第2条及び第3条の削除）

平成25年3月17日 一部改正（第1条の改正、第2条(1)の改正）

平成27年2月1日 一部改正（第1条の改正、第2条(6)の改正）

平成28年5月29日 一部改正（第1条の改正）